



窓口

夜間窓口開設

税務課 (98-5663)
住民課 (98-3112)
建設水道課 (98-5667)
会計課 (98-5668)

ガ山
イ形
ド村

3
住民課

2
税務課

4
振興業
課

5
水建
道設
課

いちいの里

子育て
支援

保育園

トレセン

エポック館

その他

防災

生活情報

夜間窓口の業務内容と日程は次のとおりです

業務内容

❖ 税務課(98-5663) ②番窓口

- 税金、料金の納付等
村県民税・法人村民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・保育料・後期高齢者医療保険料
- 税務関係証明書の交付等
所得証明書・納税証明書・資産証明書の発行
軽自動車(125cc以下のバイク、農耕作業車、小型特殊自動車等)の登録・廃車手続き、公函等の閲覧

❖ 会計課(98-5668)

- 税金及び各種料金等納付窓口

❖ 住民課(98-3112) ③番窓口

- 戸籍、住民票、印鑑証明書の登録・交付等(P.11~14[住民窓口]をご覧ください)
※印鑑登録につきましては、代理人による登録の場合は即日登録ができません。

❖ 建設水道課(98-5667) ⑤番窓口

- 水道料金、下水道使用料の納付・口座振替依頼書の届出
※口座振替依頼書の届出は、税務課でもできます。(P.29[口座振替のすすめ]をご覧ください。)
- 水道の開閉栓の届出
※開閉栓の届出は、開閉栓ご希望日(役場閉庁日を除いた)の3日前までにお手続きください。

日程

❖ 毎月16日(休日の場合はその翌日)と月末日(休日の場合はその前日)

※ただし、月により日程が異なりますので、生涯学習カレンダーまたは広報等でご確認ください。

❖ 業務時間は午後5時15分から8時までです。

※正面玄関をご利用ください。
その他、業務内容等ご不明な点は各担当課へお問い合わせください。



村の税金(98-5663)

窓口

税金の種類	納める人	計算方法など	備考																																																																																
村県民税(個人)	1月1日現在山形村に住んでいる方で、一定以上の所得がある方	均等割 5,500円 ・地方公共団体が実施する防災対策に要する費用の財源確保のため村県民税の均等割額に1,000円(村民税500円、県民税500円)を加算します。(平成26年度から10年間の臨時的措置) ・県民税には、「長野県森林づくり県民税500円」が含まれます。 所得割の税率 10%	<ul style="list-style-type: none"> 申告しなければならない方 ・前年中に給与または公的年金以外の所得があり所得税の確定申告をしなかった方 ●所得証明・納税証明の申請 ・印鑑持参のうえ役場窓口へ(代理人に依頼の場合は委任状が必要です) 																																																																																
固定資産税	1月1日現在土地家屋・償却資産を持っている方	課税台帳に登録されている額(課税標準額) ×1.4%	<ul style="list-style-type: none"> ●固定資産税に関する証明書などの申請 ・印鑑持参のうえ役場窓口へ(代理人に依頼の場合は委任状が必要です) ●家屋を取り壊した場合はご連絡ください。 																																																																																
軽自動車税	4月1日現在原動機付自転車・二輪の小型自動車・軽自動車・小型特殊自動車を所有している方	<table border="1"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>2,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>2,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>6,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>3,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>2,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農耕作業用</td> <td>5,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二輪</td> <td>3,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H27.3月 H27.4月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>までの登録 以降の登録</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>四輪乗用(営業用)</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>(自家用)</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>四輪貨物(営業用)</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>(自家用)</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車(登録後13年を経過した車両)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>4,600円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>四輪乗用(営業用)</td> <td>8,200円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>(自家用)</td> <td>12,900円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>四輪貨物(営業用)</td> <td>4,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>(自家用)</td> <td>6,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </table>	原動機付自転車	2,000円		50cc以下	2,000円		90cc以下	2,400円		125cc以下	6,000円		二輪の小型自動車	3,700円		ミニカー			小型特殊自動車	2,400円		農耕作業用	5,900円		その他			軽自動車			二輪	3,600円				H27.3月 H27.4月			までの登録 以降の登録	三輪	3,100円	3,900円	四輪乗用(営業用)	5,500円	6,900円	(自家用)	7,200円	10,800円	四輪貨物(営業用)	3,000円	3,800円	(自家用)	4,000円	5,000円	軽自動車(登録後13年を経過した車両)			三輪	4,600円	3,900円	四輪乗用(営業用)	8,200円	6,900円	(自家用)	12,900円	10,800円	四輪貨物(営業用)	4,500円	3,800円	(自家用)	6,000円	5,000円	<ul style="list-style-type: none"> ●登録(標識交付)や転売、廃車などの手続き <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車(125cc以下) 農耕用及び 小型特殊自動車 ミニカー</td> <td>役場窓口 ☎98-5663</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>軽自動車検査協会 長野事務所 松本支所 ☎050-3816-1855</td> </tr> <tr> <td>二輪小型自動車(250cc超)</td> <td>松本自動車検査 登録事務所 ☎050-5540-2043</td> </tr> </tbody> </table>	車種	場所	原動機付自転車(125cc以下) 農耕用及び 小型特殊自動車 ミニカー	役場窓口 ☎98-5663	軽自動車	軽自動車検査協会 長野事務所 松本支所 ☎050-3816-1855	二輪小型自動車(250cc超)	松本自動車検査 登録事務所 ☎050-5540-2043
原動機付自転車	2,000円																																																																																		
50cc以下	2,000円																																																																																		
90cc以下	2,400円																																																																																		
125cc以下	6,000円																																																																																		
二輪の小型自動車	3,700円																																																																																		
ミニカー																																																																																			
小型特殊自動車	2,400円																																																																																		
農耕作業用	5,900円																																																																																		
その他																																																																																			
軽自動車																																																																																			
二輪	3,600円																																																																																		
		H27.3月 H27.4月																																																																																	
		までの登録 以降の登録																																																																																	
三輪	3,100円	3,900円																																																																																	
四輪乗用(営業用)	5,500円	6,900円																																																																																	
(自家用)	7,200円	10,800円																																																																																	
四輪貨物(営業用)	3,000円	3,800円																																																																																	
(自家用)	4,000円	5,000円																																																																																	
軽自動車(登録後13年を経過した車両)																																																																																			
三輪	4,600円	3,900円																																																																																	
四輪乗用(営業用)	8,200円	6,900円																																																																																	
(自家用)	12,900円	10,800円																																																																																	
四輪貨物(営業用)	4,500円	3,800円																																																																																	
(自家用)	6,000円	5,000円																																																																																	
車種	場所																																																																																		
原動機付自転車(125cc以下) 農耕用及び 小型特殊自動車 ミニカー	役場窓口 ☎98-5663																																																																																		
軽自動車	軽自動車検査協会 長野事務所 松本支所 ☎050-3816-1855																																																																																		
二輪小型自動車(250cc超)	松本自動車検査 登録事務所 ☎050-5540-2043																																																																																		
村たばこ税	製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者	税率 売り渡し本数 1,000本あたり (旧三級品 4,000円) 5,262円	●たばこは村内で買いましょう 「村たばこ税」は小売店のある市町村の収入になります。																																																																																
国民健康保険税	国民健康保険に加入している世帯の世帯主	<table border="1"> <tr> <td>平成30年度の税率(医療分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>(課税限度額)</td> <td>580,000円)</td> </tr> <tr> <td>(後期高齢者支援金分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平均割</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>(課税限度額)</td> <td>190,000円)</td> </tr> <tr> <td>(介護分) 40歳以上65歳未満の方</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>(課税限度額)</td> <td>160,000円)</td> </tr> </table>	平成30年度の税率(医療分)		所得割	7.0%	資産割	20.0%	被保険者均等割	20,000円	世帯別平等割	22,000円	(課税限度額)	580,000円)	(後期高齢者支援金分)		所得割	2.0%	資産割	10.0%	被保険者均等割	6,000円	世帯別平均割	6,000円	(課税限度額)	190,000円)	(介護分) 40歳以上65歳未満の方		所得割	1.8%	資産割	5.0%	被保険者均等割	6,000円	世帯別平等割	6,000円	(課税限度額)	160,000円)	<ul style="list-style-type: none"> ●年度途中で国民健康保険に加入したり脱退したときは、加入月数に応じて課税されます。 ●災害等で一定以上の損害を受けた場合等は減免の制度があります。 																																												
平成30年度の税率(医療分)																																																																																			
所得割	7.0%																																																																																		
資産割	20.0%																																																																																		
被保険者均等割	20,000円																																																																																		
世帯別平等割	22,000円																																																																																		
(課税限度額)	580,000円)																																																																																		
(後期高齢者支援金分)																																																																																			
所得割	2.0%																																																																																		
資産割	10.0%																																																																																		
被保険者均等割	6,000円																																																																																		
世帯別平均割	6,000円																																																																																		
(課税限度額)	190,000円)																																																																																		
(介護分) 40歳以上65歳未満の方																																																																																			
所得割	1.8%																																																																																		
資産割	5.0%																																																																																		
被保険者均等割	6,000円																																																																																		
世帯別平等割	6,000円																																																																																		
(課税限度額)	160,000円)																																																																																		

※税法改正により税率、税額などが変更となることもあります。

軽自動車税の減免について

該当される方は、軽自動車税が減免されます。

(1) 対象となる軽自動車

1. 障がいのある方が本人が運転するもの。
2. 障がいのある方が所有する軽自動車等(身体に障がいのある方が18歳未満か知的または精神の障がいをお持ちの場合は、生計を一にする方が所有する軽自動車等を含む。)で、障がいのある方の通学、通院、通所その他日常生活の必要のために生計を一にする方が運転するもの。なお、年齢が18歳未満かどうかの判定は毎年度4月1日現在によるものとします。
3. 障がいのある方のみで構成されている世帯で、通学、通院、通所その他日常生活の必要のために障がいのある方を日常的に介護する方が運転するもの。(ただし、一人の身体障害者につき1台とし、事業用は除きます。)

(2) 対象となる身体に障がいのある方

1. 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち下表に該当する方

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から3級までの各級および4級の1
聴覚障害	2級および3級
平衡機能障害	3級
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)
上肢不自由	1級、2級の1および2級の2
下肢不自由	1級から6級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級および5級

障害の区分	障害の級別
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 上肢機能 移動機能	1級および2級(上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) 1級から6級までの各級
心臓機能障害	1級および3級
じん臓機能障害	1級および3級
呼吸器機能障害	1級および3級
ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級および3級
小腸の機能障害	1級および3級
肝臓の機能障害	1級から3級までの各級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級の各級

※障害等級要件についてはお問い合わせ下さい。

2. 戦傷病者については戦傷病者手帳の交付を受けている方
3. 療育手帳の交付を受けている方のうち総合判定がAの方
4. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち1級の障がいを有する方

❖ 申請手続き

毎年度納期限までに申請書を提出してください。(詳しくは税務課までお問い合わせください)

❖ 注意事項

減免できる台数は、障がいのある方またはその方と生計を一にする方が所有する自動車のうち1台に限られ、これらの方が自動車と軽自動車を所有している場合、または自動車もしくは軽自動車を2台以上所有している場合には、いずれか1台について減免します。

②

口座振替のすすめ(98-5663)

窓 口

村税などのお支払いは、簡単便利な口座振替を！

- ・わざわざ金融機関や役場に出向かずに済みます。
- ・うっかり忘れや、督促手数料や延滞金の心配も無くなります。

取り扱い金融機関

- ◆松本ハイランド農協 各支所
- ◆八十二銀行 各支店
- ◆松本信用金庫 各支店
- ◆長野銀行 各支店
- ◆みずほ銀行 各支店
- ◆ゆうちょ銀行(各郵便局)

《手続きは簡単です》

預金通帳・登録印をもって役場および村内の各金融機関まで

振替できる税目など

- | | |
|----------|-------------|
| ①村税 | ④後期高齢者医療保険料 |
| ・村県民税 | ⑤保育料 |
| ・固定資産税 | ⑥水道料 |
| ・軽自動車税 | ⑦下水道使用料 |
| ②国民健康保険税 | ⑧清水高原簡易水道料 |
| ③介護保険料 | ⑨霊園管理料 |

❖ 税務諸証明手数料

種類	金額(1通)
納税証明書 所得証明書 営業証明書 資産(評価)証明書	300円
住宅用家屋証明申請	1,300円
臨時運行許可申請	750円